

3. 水質汚濁防止法施行令第1条別表第1に定める特定施設一覧（令和6年4月1日現在）

特 定 施 設		
号	業 種	施 設 の 名 称
一	鉱業又は水洗炭業	イ 選鉱施設 ハ 抗水中和沈でん施設 □ 選炭施設 ニ 掘さく用の泥水分離施設
一の二	畜産農業又はサービス業	イ 豚房施設（豚房総面積 50㎡以上） □ 牛房施設（牛房総面積200㎡以上） ハ 馬房施設（馬房総面積500㎡以上） * S 4 7. 1 0. 1 施行
二	畜産食料品製造業	イ 原料処理施設 □ 洗浄施設（洗びん施設を含む。） ハ 湯煮施設
三	水産食料品製造業	イ 水産動物原料処理施設 □ 洗浄施設 ニ ろ過施設 ハ 脱水施設 ホ 湯煮施設
四	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業	イ 原料処理施設 ハ 圧搾施設 □ 洗浄施設 ニ 湯煮施設
五	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業	イ 原料処理施設 ニ 濃縮施設 □ 洗浄施設 ホ 精製施設 ハ 湯煮施設 ヘ ろ過施設
六	小麦粉製造業	洗浄施設
七	砂糖製造業	イ 原料処理施設 □ 洗浄施設（流送施設を含む。） ハ ろ過施設 ニ 分離施設 ホ 精製施設
八	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業	粗製あんの沈でんそう
九	米菓製造業又はこうじ製造業	洗米機
十	飲料製造業	イ 原料処理施設 □ 洗浄施設（洗びん施設を含む。） ハ 搾汁施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設 ヘ 蒸留施設
十一	動物系飼料又は有機質肥料の製造業	イ 原料処理施設 ニ 真空濃縮施設 □ 洗浄施設 ホ 水洗式脱臭施設 ハ 圧搾施設
十二	動植物油脂製造業	イ 原料処理施設 ハ 圧搾施設 □ 洗浄施設 ニ 分離施設

特 定 施 設		
号	業 種	施 設 の 名 称
十三	イースト製造業	イ 原料処理施設 ハ 分離施設 □ 洗浄施設
十四	でん粉又は化工でん粉の製造業	イ 原料浸せき施設 □ 洗浄施設（流送施設を含む。） ハ 分離施設 ニ 渋だめ及びこれに類する施設
十五	ぶどう糖又は水あめの製造業	イ 原料処理施設 ハ 精製施設 □ ろ過施設
十六	めん類製造業	湯煮施設
十七	豆腐又は煮豆の製造業	湯煮施設
十八	インスタントコーヒー製造業	抽出施設
十八の二	冷凍調理食品製造業	イ 原料処理施設 ハ 洗浄施設 □ 湯煮施設 * S 5 7. 1. 1 施行
十八の三	たばこ製造業	イ 水洗式脱臭施設 □ 洗浄施設 * S 5 7. 1. 1 施行
十九	紡績業又は繊維製品製造業若しくは加工業	イ まゆ湯煮施設 ヘ 漂白機及び漂白そう □ 副蚕処理施設 ト 染色施設 ハ 原料浸せき施設 チ 薬液浸透施設 ニ 精練機及び精練そう リ のり抜き施設 ホ シルケット機
二十	洗毛業	イ 洗毛施設 □ 洗化炭施設
二十一	化学繊維製造業	イ 湿式紡糸施設 □ リンター又は末精練繊維の薬液処理施設 ハ 原料回収施設
二十一の二	一般製材業又は木材チップ製造業	湿式バーカー * S 5 7. 1. 1 施行
二十一の三	合板製造業	接着機洗浄施設 * S 5 7. 1. 1 施行
二十一の四	パーティクルボード製造業	イ 湿式バーカー □ 接着機洗浄施設 * S 5 7. 1. 1 施行
二十二	木材薬品処理業	イ 湿式バーカー □ 薬液浸透施設
二十三	パルプ、紙又は紙加工品の製造業	イ 原料浸せき施設 □ 湿式バーカー ハ 碎木機

特 定 施 設		
号	業 種	施 設 の 名 称
二十三		ニ 蒸解施設 ホ 蒸解廃液濃縮施設 ヘ チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 ト 漂白施設 チ 抄紙施設（抄造施設を含む。） リ セロハン製膜施設 ヌ 湿式繊維板成型施設 ル 廃ガス洗浄施設
二十三 の二	新聞業、出版業、印刷業 又は製版業	イ 自動式フィルム現像洗浄施設 □ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設 ＊Ｓ５７．１．１施行
二十四	化学肥料製造業	イ ろ過施設 ニ 廃ガス洗浄施設 □ 分離施設 ホ 湿式集じん施設 ハ 水洗式破碎施設
二十五	削除	
二十六	無機顔料製造業	イ 洗浄施設 □ ろ過施設 ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機 ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設 ホ 廃ガス洗浄施設
二十七	前三号に掲げる事業以外の 無機化学工業製品製造業	イ ろ過施設 □ 遠心分離機 ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設 ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設 ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設 ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設 ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設 チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設 リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設 ヌ 廃ガス洗浄施設 ル 湿式集じん施設
二十八	カーバイト法アセチレン 誘導品製造業	イ 湿式アセチレンガス発生施設 □ 酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設 ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設 ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設 ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設 ヘ クロロブレンモノマー洗浄施設

特 定 施 設		
号	業 種	施 設 の 名 称
二十九	コーラタール製品製造業	イ ベンゼン類硫酸洗浄施設 □ 静置分離器 ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設
三十	発酵工業（第五号、第十号及び第十三号に掲げる事業を除く。）	イ 原料処理施設 ハ 遠心分離機 □ 蒸留施設 ニ ろ過施設
三十一	メタン誘導品製造業	イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設の うち、蒸留施設 □ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設 ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過 施設
三十二	有機顔料又は合成染料の製造業	イ ろ過施設 □ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施 設 ハ 遠心分離機 ニ 廃ガス洗浄施設
三十三	合成樹脂製造業	イ 縮合反応施設 □ 水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 静置分離器 ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及 び蒸留施設 ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設 ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設 のうち、溶剤回収施設 チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設 リ 廃ガス洗浄施設 ヌ 湿式集じん施設
三十四	合成ゴム製造業	イ ろ過施設 □ 脱水施設 ハ 水洗施設 ニ ラテックス濃縮施設 ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジ エンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設の うち、静置分離器
三十五	有機ゴム薬品製造業	イ 蒸留施設 ハ 廃ガス洗浄施設 □ 分離施設
三十六	合成洗剤製造業	イ 廃酸分離施設 ハ 湿式集じん施設 □ 廃ガス洗浄施設
三十七	前六号に掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第五十一号	イ 洗浄施設 □ 分離施設 ハ ろ過施設 ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及 び蒸留施設 ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、 テレフタル酸、又はトリレンジアミンの製造施設 のうち、蒸留施設

特 定 施 設		
号	業 種	施 設 の 名 称
四十七		ものを混合するものに限る。以下同じ。） ホ 廃ガス洗浄施設
四十八	火薬製造業	洗浄施設
四十九	農薬製造業	混合施設
五十	第二条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業	試薬製造施設
五十一	石油精製業（潤滑油再生業を含む。）	イ 脱塩施設 ロ 原油常圧蒸留施設 ハ 脱硫施設 ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 ホ 潤滑油洗浄施設
五十一 の二	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、 ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更正タイヤ製造業又はゴム板製造業	直接加硫施設 ＊S57. 1. 1 施行
五十一 の三	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業	ラテックス成型型洗浄施設 ＊S57. 1. 1 施行
五十二	皮革製造業	イ 洗浄施設 ロ 石灰づけ施設 ハ タニンづけ施設 ニ クロム浴施設 ホ 染色施設
五十三	ガラス又はガラス製品製造業	イ 研磨洗浄施設 ロ 廃ガス洗浄施設
五十四	セメント製品製造業	イ 抄造施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設（蒸気養生施設を含む。）
五十五	生コンクリート製造業	バッチャープラント
五十六	有機質砂かべ材製造業	混合施設
五十七	人造黒鉛電極製造業	成型施設
五十八	窯業原料（うわ薬原料を含む。）の精製業	イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設 ハ 酸処理施設 ニ 脱水施設
五十九	碎石業	イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設
六十	砂利採取業	水洗式分別施設

特 定 施 設		
号	業 種	施 設 の 名 称
六十一	鉄鋼業	イ タール及びガス液分離施設 □ ガス冷却洗浄施設 ハ 圧延施設 ニ 焼入れ施設 ホ 湿式集じん施設
六十二	非鉄金属製造業	イ 還元そう □ 電解施設（溶融塩電解施設を除く。） ハ 焼入れ施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設 ト 湿式集じん施設
六十三	金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）	イ 焼入れ施設 □ 電解式洗浄施設 ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設
六十三 の二	空きびん卸売業	自動式洗びん施設 *S57. 1. 1 施行
六十三 の三		石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設 *H13. 7. 1 施行
六十四	ガス供給業又はコークス製造業	イ タール及びガス液分離施設 □ ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む。）
六十四 の二	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設（浄水能力1万m ³ /日以上のものに限る。）	イ 沈でん施設 □ ろ過施設 *S51. 6. 1 施行
六十五		酸又はアルカリによる表面処理施設
六十六		電気めつき施設
六十六 の二		エチレンオキサイド又は1,4-ジオキサンの混合施設（前各号に該当するものを除く。） *H24. 5. 25 施行
六十六 の三	旅館業（旅館業法第二条第一項に規定するもの（住宅宿泊事業法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業に該当するもの及び旅館業法第二条第四項に規定する下宿営業を除く。）をいう。）	イ ちゅう房施設 ハ 入浴施設 □ 洗濯施設 *S49. 12. 1 施行 *R2. 12. 19 改正
六十六 の四	共同調理場（学校給食法第六条に規定する施設をいう。） （総床面積500m ² 以上のものに限る。）	ちゅう房施設 *S63. 10. 1 施行
六十六 の五	弁当仕出屋又は弁当製造業（総床面積360m ² 以上のものに限る。）	ちゅう房施設 *S63. 10. 1 施行

特 定 施 設		
号	業 種	施 設 の 名 称
六十六 の六	飲食店（次号及び第六十六号の八に掲げるものを除く。） （総床面積420㎡以上のものに限る。）	ちゅう房施設 ＊S63. 10. 1 施行
六十六 の七	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次号に掲げるものを除く。） （総床面積630㎡以上のものに限る。）	ちゅう房施設 ＊S63. 10. 1 施行
六十六 の八	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスさせるもの （総床面積1,500㎡以上のものに限る。）	ちゅう房施設 ＊S63. 10. 1 施行
六十七	洗濯業	洗浄施設
六十八	写真現像業	自動式フィルム現像洗浄施設
六十八 の二	病院（医療法第一条の五第一項に規定するもので病床数が300以上であるもの。）	イ ちゅう房施設 □ 洗浄施設 ハ 入浴施設 ＊S54. 5. 10 施行
六十九	と畜業又は死亡獣畜取扱業	解体施設
六十九 の二	卸売市場（卸売市場法第二条第二項に規定するもので水産物に係るものに限り、これらの総面積が1,000㎡未満の事業場に係るものを除く。）	イ 卸売場 □ 仲卸売場 ＊S51. 6. 1 施行 ＊R2. 6. 21 改正 （注）この号でいう卸売市場は、主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚地において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に卸売する者又は水産加工業を営む者に対し卸売するためのものを除く。
七十		廃油処理施設（海洋汚染防止法第三条第十四号に規定するものをいう。）
七十 の二	自動車特定整備事業（道路運送車両法第七十七条に規定するもので屋内作業場の総面積が800㎡以上のものに限る。）	洗車施設 （次号に掲げるものを除く。） ＊S57. 1. 1 施行 ＊R2. 4. 1 改正
七十一		自動式車両洗浄施設

特 定 施 設		
号	業 種	施 設 の 名 称
七十一 の二	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場（人文科学のみに係るものを除く。）	イ 洗浄施設 □ 焼入れ施設 ＊S49. 12. 1 施行
七十一 の三	一般廃棄物処理施設（廃掃法第八条第一項に規定するものをいう。）	焼却施設（処理能力200kg/h以上又は火格子面積が2㎡以上） ＊S54. 5. 10 施行
七十一 の四	産業廃棄物処理施設（廃掃法第十五条第一項に規定するもののうち、施行令第七条第一号、第三号から第六号まで、第八号又は第十一号に掲げる施設で国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者が設置するもの及び施行令第七条第十二号から第十三号に規定するもの。）	産業廃棄物処理施設のうち次のもの 1. 汚泥の脱水施設（処理能力10m ³ /日を超えるもの） 2. 汚泥（PCB処理物であるものを除く。）の焼却施設（処理能力5m ³ /日を超えるもの、200kg/h以上若しくは火格子面積2㎡以上） 3. 廃油の油水分離施設（処理能力10m ³ /日を超えるもの、海洋汚染防止法第三条第十四号の施設は除く。） 4. 廃油（廃PCB等を除く。）の焼却施設（処理能力1m ³ /日を超えるもの、200kg/h以上若しくは火格子面積2㎡以上） 5. 廃酸又は廃アルカリの中和施設（処理能力50m ³ /日を超えるもの） 6. 廃プラスチック類（PCB汚染物及びPCB処理物であるものを除く。）の焼却施設（処理能力100kg/日を超えるもの若しくは火格子面積2㎡以上） 7. 汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設 ＊S57. 1. 1 施行 8. 廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設 9. 廃PCB等又はPCB処理物の分解施設 10. PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設 ＊H10. 6. 17 施行
七十一 の五		トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設（前各号に該当するものを除く。） ＊H3. 10. 1、H12. 3. 1 施行
七十一 の六		トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設（前各号に該当するものを除く。） ＊H3. 10. 1、H12. 3. 1 施行
七十二		し尿処理施設（建築基準法施行令第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下のし尿浄化槽を除く。）
七十三		下水道終末処理施設
七十四		特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前二号に掲げるものを除く。）

（備考） 法に基づく特定施設は昭和46年6月24日から施行され、一部その後に追加特定施設については＊にて施行年月日を明記した。